

国立大学法人高知大学危機管理規則

平成 17 年 10 月 11 日

規 則 第 535 号

最終改正 令和 7 年 5 月 9 日規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学において緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における危機管理体制及び対処方法等を定めることで、本学の学生、職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生、職員及び近隣住民等 本学の役員、職員、学生、生徒、児童、園児及び附属病院の患者並びに本学において業務を行うことが認められている者並びに本学各事業場の近隣住民をいう。
- (2) 危機 災害、火災、テロ、重篤な感染症等の発生その他重大な事件又は事故により、学生、職員及び近隣住民等の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事象を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局 各学系、各学部（附属施設を含む。）、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター、各機構及び事務局をいう。

(危機管理のための学長等の責務)

第 3 条 学長は、本学における危機管理を統括する。

- 2 理事は、学長を補佐し、全学の危機管理に努めなければならない。
- 3 部局の長は、当該部局の危機管理に努めなければならない。

4 職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(学長の代理者)

第4条 学長が出張等により不在の場合又は学長に事故があるときは、別表に定める代理者が職務を代行する。

(部局における危機管理のための措置等)

第5条 部局の長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、当該部局における日常的な危機管理の充実を図るものとする。

2 部局の長は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生、職員及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 部局の長は、危機管理にあたり、必要に応じて学生、職員及び近隣住民等に対する必要な情報提供等に努めるものとする。

(危機事象に関する報告等)

第6条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見したときは、当該部局の長に可能な限り速やかに報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(部局における危機への対処等)

第7条 部局の長は、当該部局のみに係る危機であって当該部局限りで対処することが、適切と判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。

(危機管理本部)

第8条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理本部を設置する。

2 危機管理本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

3 危機管理本部の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

(危機対策本部の設置)

第9条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第 10 条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。

3 危機対策本部は、その事案処理にあたり、役員会等の審議を含め本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、危機対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 124 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 116 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 25 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 27 日規則第 99 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 9 日規則第 13 号）

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

順位	代理者となる者
1	理事（総務・企画・危機管理担当）
2	理事（教育担当）
3	理事（研究・医療・評価・I R 担当）
4	理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）
5	理事（財務・労務管理担当）